

## 教育委員会第1回定例会会議録

- 日 時 平成28年1月29日(金) 午前10時00分
- 会 場 議会棟 第1委員会室

○ 出席教育長 棚澤 晴樹

○ 出席委員(4名)

教育委員 増田 友厚

教育委員 原 拓男

教育委員 宮澤 則子

教育委員 青柳 淳

○ 説明のため出席した者

学校教育部長 荒井 修一

社会教育部長 山浦 俊彦

学校教育課長 重田 善行

教育施設課長 神津 康志

学校給食課長 荻原 淳一

生涯学習課長 木次 千治

文化振興課長 小林 聖

体育課長代理 土屋 孝

中央公民館事務長 比田井 毅

中央図書館事務長 丸山 美代子

近代美術館事務長 三石 宗一

学校教育課主幹指導主事 松島 恒志

文化振興課企画幹 三石 建

人権同和課長 本田 喜久利

○ 職務のため出席した者

学校教育課総務係長 堀川 守一

生涯学習課生涯学習係長 広瀬 泰昭

○ 傍聴 なし

○ 会議の成立 教育長及び4人の教育委員の出席(過半数)

- 教育長招集あいさつ
- 委員会諸般報告 別紙資料を確認いただくことで承認

(1) 付議事項

議案第 1号 学校教職員の指導上の措置について

(2) 協議事項

ア 佐久市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

イ 佐久市立小・中学校の通学区域に関する規則実施要綱の一部を改正する要綱について

ウ 佐久市体育施設条例の一部を改正する条例について

エ 佐久市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について

オ 佐久市立学校体育施設開放に関する条例の一部を改正する条例について

カ 佐久市立学校体育施設開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

(3) 報告事項

ア 教育委員協議会開催報告について

イ 臼田地区小学校施設整備検討委員会の開催報告について

ウ 社会教育部所管行事の報告について

エ その他報告事項 なし

(4) その他連絡事項等

ア 学校教育課行事の開催について

イ 社会教育部所管行事の開催について

ウ その他 なし

榑澤教育長 それでは、最初に事務局から議事日程についてお願いします。  
 事務局 議事日程について説明  
 榑澤教育長 次に、事務局から諸般報告をお願いします。  
 事務局 諸般報告について説明  
 榑澤教育長 それでは、付議事項に審議に入ります。  
 議案第1号の審議に入りますが、ここで皆様にお諮りいたします。  
 教育委員会の会議は公開が原則となっております。  
 しかし、本議案は人事に関する事件についてですので、「地方  
 教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」の規定  
 により、議事を非公開としたいと思えます。  
 これにご異議ありませんか。  
 全教育委員 異議なし。  
 榑澤教育長 ご異議ありませんので、本議案を非公開といたします。

(審 議)

榑澤教育長 非公開の議案は終了いたしましたので、これより公開といた  
 します。  
 榑澤教育長 次に(2)協議事項に入ります。  
 はじめに、ア 佐久市立小・中学校の通学区域に関する規則の  
 一部を改正する規則についてと、イ 佐久市立小・中学校の通  
 学区域に関する規則実施要綱の一部を改正する要綱については  
 関連がありますので、事務局で一緒に説明をしてください。  
 学校教育課長 一説明一 以下、省略  
 榑澤教育長 何かご意見等ございますか。  
 増田職務代理者 旧の第2条第2項に関わる、これで既に許可されているとい  
 う事例は、赤岩区に限らず例えば紅雲台周辺とか他で既におあ  
 りであろうかというふうに思えます。そして兄弟関係というこ  
 とで、これでピタッと変わってしまった時に、どう対応がある  
 のだろうか分からないので質問になりますけれどもお願いします。  
 学校教育課長 只今、増田委員さんがおっしゃられましたように、現在、佐  
 久市では3箇所境界線を適用している場所がございます。そ  
 れが湯川台団地でございます、これが安原の伊勢林区がござ  
 います。本来ですとここが東小学校通学区となりますが、平根  
 小学校に学外通学ということで許可をしているものがございま  
 す。それと横根にございます島原地区。こちらが小学校と中学

校がございまして、小学校は本来ですと平根小学校でござい  
ますが、岩村田小学校に学区外通学を許可しております。

中学校は本来ですと東中学校でございしますが、浅間中学校に  
学区外通学を許可しております。それと野沢本町の区でござい  
ます。これは本来ですと小学校は野沢小学校でございしますが、  
泉小学校に学区外通学を許可しております。

2点目のこれを許可した場合の兄弟との関係はどうなるかと  
いうことでございしますが、赤岩区については、これは現在通っ  
ている学校、それと本来通うべき岩村田小学校、学区外通学で  
中佐都小学校、それと今回許可をする場合には、佐久平浅間小  
学校が許可の対象となりますが、それぞれ選択ができるようにな  
ります。例えば、現在、兄弟で中佐都小学校に通っているお  
子さんの弟さんなり妹さんが就学する場合には、中佐都小学校  
を選択することは可能でございします。また、現在、中佐都小  
学校に通っている児童がいらっしゃるところですが、それは今の  
状況ではそのまま中佐都小学校に通うという保護者の意思とい  
うのは確認できております。

増田職務代理者 分かりました。

原委員 そうすると、例えば、来年なら来年、佐久平浅間小学校を希  
望している家庭で、既に上の子が中佐都小学校に通っている場  
合には、上のお子さんは佐久平浅間小学校に転校することは可  
能ですか。

学校教育課長 これは、それぞれ選択ができるようになりますので、保護者  
のお考えで区域外通学を申請した場合には、そういうことが可  
能になる状況でございします。

榑澤教育長 続けていかがでしょうか。

榑澤教育長 それでは他にご意見等ないようですので、よろしければ只今  
のご意見等を踏まえながら、事務を進めていただきたいと思います。

榑澤教育長 次にウ 佐久市体育施設条例の一部を改正する条例について  
と、エ 佐久市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則に  
ついては関連がありますので、事務局で一緒に説明をしてくだ  
さい。

体育課長 一説明一 以下、省略

榑澤教育長 何かご意見等ございしますか。

原委員 大体育室を借りて入場料を取ってイベントを行うという場合

に、小体育室は借りる必要がないということで、小体育室を他に貸し出しますとなった時に、現実には入場料を取る場合にはきちっと入口から入ってくるわけなので、例えば小体育室に行く時に、「私は小体育室で他のスポーツをやりますから」という形になると非常に混乱が起きてしまう。その辺が現実にあったことで、課長もご存じだと思いますけれどもいかがでしょうか。

体育課長

当然、小体育室を興行で行う場合、他から見えないようにした場合、2通りの使用方法があると思います。一つは全面を興行用で借りてしまっただけでご利用いただくこともございますが、小体育室は開放しても大丈夫だというような場合、例えば南側の出入口がございますので、そこを仕切って小体育室にだけは入れる。または、東側からの入口だけを生かして開放するというような場合については、当然、大体育室への通路を閉鎖しておけば小体育室を借りなくて済むような感じは受けております。ですから、興行の場合の使用の状況によって、興行主さんの使い方によって小体育室は使っていただかなくてもいいのかなというような気はしております。

原委員

現実に東側の所から小体育室に入るということになると、そこに誰か1人付けておかなければならない場面もあって、そうすればいいのかなという気はしますけれども、前は借りざるをえなくて借りて、全く空かした状態で使用料を払った状態になるので、その辺がもう少しうまくできないのかと思います。

体育課長

一番問題になるのは、更衣室が興行の方達がそこで着替えたとすると、更衣室は基本的にパブリックスペースになりますので、その部分で入り乱れができる可能性があるのかと思います。そうするとそこに人が付くということで、もぎりで入場券を持っているかいないか確認をする必要が出てしまうので、人が配置できるのかということが一番問題になるのかと思います。

原委員

そうすると小体育室へ入る人も、例えば更衣室借りたいと言っても「その日は大体育室を興行で使う人達がそこで更衣することになっているから使用できないよ」ということはできるということですよ。小体育室はお貸しできるけれども、更衣室は使用できないということが可能ということですよ。

体育課長

本来ですと更衣室はパブリックスペースですので、お貸しする料金の中にはないので、使用制限をするということが難しいと思いますが、興行主さんが小体育室を例えば貸し出した場合

に使う人達の協議の中で、使われる方達がいいですよという場合には、当然仕切りをして使用することは可能だと思います。

また、小体育室に幼児体育室もございますので、例えばそこを更衣室としてカーテンなどを引いて、パーテーションなどで仕切って更衣室に使うなど色んなやり方があると思いますけれど、基本的には更衣室は料金をいただかない施設になっておりますので、その辺は協議の中で調整できればいいと思います。

原委員

現実的に小体育室を使う人が東側から入ってきて、「俺はどうしても更衣室が使いたい」という話になった時には、興行の場合、選手達がそこで着替えてマネージャーが着替えなどを置いて鍵をかけて大体育室へ行ってしまおうというのがほとんどですよ。人を配置して入場券がなければここから入れませんよと言えるのはいいと思いますけれど、中には「俺はどうしても更衣室が使いたい」といわれると困ってしまいますが。

体育課長

今、団体の方達でありますと、かなり色んなところで調整がきくという状況でございます。特に市内の団体の皆さんですけれど、その辺はご理解いただけると思います。

棚澤教育長

他にご意見等ございますか。

棚澤教育長

よろしいでしょうか。

よろしければ、只今のご意見等を踏まえて事務を進めていってください。

棚澤教育長

次に、オ 佐久市立学校体育施設開放に関する条例の一部を改正する条例についてと、カ 佐久市立学校体育施設開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、関連がありますので一緒に説明してください。

体育課長

—説明— 以下、省略

棚澤教育長

何かご意見等ございますか。

棚澤教育長

よろしいでしょうか。それでは、次に（３）報告事項に入ります。

最初に、ア 教育委員協議会開催報告について、説明をお願いします。

学校教育部長

それでは、教育委員協議会の開催報告を申し上げます。

始めに、12月22日の協議会における主な内容について

- 1 中学生が法務局の「SOSミニレター」へ相談した件について
- 2 平成27年度芸術文化・体育大会における市内中学校の全国大会等への参加状況について

- 3 「佐久の先人」第三次選定について
  - 4 臼田地区小学校整備における住民説明会及びパブリックコメントの意見等実施結果について  
次に、1月7日の協議会における主な内容について
  - 1 女子中学生3名のインターネットを介した問題行動について
  - 2 スクールメンタルアドバイザーから2学期の相談活動及び不登校児童生徒の現状について
  - 3 子どものメディアとの上手な付き合い方を話し合う会の発足について
  - 4 臼田地区小学校施設整備について
- 以上です。

榑澤教育長  
榑澤教育長

只今、説明のありました件について、ご意見等ございますか。  
よろしければ、次に、イ 臼田地区小学校施設整備検討委員会の開催報告について、説明をお願いします。

学校教育課長  
榑澤教育長  
榑澤教育長

〈資料に基づき説明〉  
只今、説明のありました件について、ご意見等ございますか。  
よろしければ、次に、ウ 社会教育部所管行事の報告について、説明をお願いします。

社会教育部長  
榑澤教育長  
榑澤教育長

〈資料に基づき説明〉  
只今、説明のありました件について、ご意見等ございますか。  
よろしければ、次に、エ その他の報告事項について、何かありますでしょうか。

榑澤教育長

よろしければ、次に（4）その他の連絡事項に入ります。  
始めに、ア 学校教育課所管行事の開催について、説明をお願いします。

学校教育課長  
榑澤教育長  
榑澤教育長

〈資料に基づき説明〉  
只今、説明のありました件について、ご意見等ございますか。  
よろしければ、次に、イ 社会教育部所管行事の開催について、説明をお願いします。

社会教育部長  
榑澤教育長  
榑澤教育長

〈資料に基づき説明〉  
ご意見等ございますか。  
よろしければ、次に、ウ その他ですが、何か他に連絡事項等がありましたらお願いします。

榑澤教育長  
学校教育課長

なければ、次回の予定を事務局よりお願いします。  
次回定例会は、2月22日、月曜日、午前10時から議会棟

第1委員会室にて開催します。

棚澤教育長

以上で本日の定例会を閉会とします。お疲れ様でした。

終了時刻 午前11時12分



佐久市教育委員会会議規則（平成17年教育委員会規則第2号）第21条の  
規定により署名する。

教育長..... 榑澤 晴樹.....

教育長職務代理者..... 増田 友厚.....

教育委員..... 原 拓男.....

教育委員..... 宮澤 則子.....

教育委員..... 青柳 淳.....